

和光市社会教育委員公募委員募集要領

1 趣旨

この要領は、和光市社会教育委員設置条例に基づき、和光市社会教育委員を市民から公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

市民から公募する委員（以下「公募委員」という。）の数は、2人以内とする。

3 応募資格

公募委員に応募できる者は、市内在住の18歳以上の者とする。

4 応募方法

「和光市における社会教育の役割」について800字以内にまとめ、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を記入の上、持参、郵送、FAX又はEメールの方法により、生涯学習課に提出して行うものとする。

5 応募期間

応募の受付期間は、広報掲載後から2025年5月28日（水）（当日消印有効）までとする。

6 公募の周知

公募の周知は、広報わこう（2025年5月号）、和光市ホームページ・X（2025年5月1日（木）から5月28日（水）まで）に登載することにより行うものとする。

7 選考

- （1）応募をした者（以下「応募者」という。）のうちから、選考により公募委員となる者を決定する。
- （2）選考の方法は、原則として合議体による書類選考を行うものとし、併せて和光市市民参加条例第12条第2項の規定事項を考慮して決定する。

8 選考委員会

- （1）選考を行う合議体として、和光市社会教育委員公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会は、次に掲げる者（以下「選考委員」という。）により構成する。

- ア 教育長
- イ 教育部長
- ウ 生涯学習課長
- エ 生涯学習課長補佐

9 公募委員の選考

(1) 選考委員会は、選考委員の全会一致により公募委員となる者を決定する。

(2) 選考委員会は、応募者の数が2人以内である場合においても、当該応募者が公募委員として適当かどうかについて審査を行い、不適当と認めたときは、当該応募者を公募委員としないものとする。

10 選考の方法

(1) 書類選考

ア 応募資格者（市内に居住する18歳以上の者）であるかどうかの確認

イ 応募者が作成した「和光市における社会教育の役割」の内容審査

日ごろの活動経験やこれまで得た知識を、社会教育施策のプランナーとし生かし、具体的な施策提言ができる方を望みます。

(ア) 和光市の社会教育の現状を理解しているか。

(イ) 日頃の活動経験やこれまで得た知識を市の社会教育の施策のプランナーとして生かす具体策が提案されているか。

(2) 性別や年齢のバランス、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等を考慮して選考する。

11 公募委員の決定及び通知

公募委員を決定したときは、応募者に対して決定の可否を書面により通知するものとする。